



平成 31 年度から 市民公益活動団体を対象とした 補助金制度が変わります

市民公益活動団体向け「市民協働推進補助金」「特定非営利活動法人補助金」の2制度は、平成 31 年度より次のとおり制度を変更いたします。（詳細は裏面をご覧ください）

※平成 31 年度から「特定非営利活動法人補助金（一般寄附分）」の募集はありません。
応募を予定されていた場合は、「市民協働推進補助金」の活用をご検討ください。

主な改正の内容

1 事業に対する経費の補助制度を 「市民協働推進補助金」に一本化します

現在2制度ある、市民公益活動団体向け補助金制度のうち、「事業費に対する補助」枠を一本化します。
法人格の有無は問わず、あらゆる市民公益活動団体が対象となります。

2 各団体あたりの交付回数の上限が 「3回まで」になります ※改正後の「市民協働推進補助金」

限られた財源を活用して、より幅広い市民公益活動団体の活動への支援を推進していくため、交付回数の上限を「団体ごとに3回まで」とします。
※ただし、改正前の両補助金の交付回数を引き継ぐこととなります。（詳細は裏面をご覧ください）

3 特定非営利活動法人補助金は 「希望寄附」に特化した補助制度になります

特定の団体や活動分野を希望する寄附があった場合に、翌年度、該当する NPO 支援基金（よこすか元気ファンド）登録団体へ補助金として交付する制度になります。※交付回数の上限はありません

主な改正内容の詳細

※平成 31 年度「特定非営利活動法人補助金（一般寄附分）」の募集はありません。市民協働推進補助金への応募をご検討ください。

1 事業に対する経費の補助制度を「市民協働推進補助金」に一本化します

棲み分けの分かりにくかった「市民協働推進補助金」と「特定非営利活動法人補助金のうち一般寄附分補助」の部分を一本化します。整理・統合後は、「公益的な活動に対する事業費補助」であることから、法人格の有無を問わず、あらゆる市民公益活動団体を対象とした制度となります。

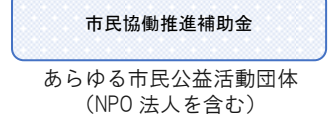
※市民公益活動団体とは、市民公益活動（市民及び事業者の自発的な参加によって行われる公益性のある活動）を行う団体やグループを言います。
ボランティアグループ、NPO 法人、一般社団法人・一般財団法人（公益法人を含む）が該当します。

<市民公益活動団体向け補助制度>

【変更前】



【変更後（平成 31 年度から）】



★NPO 補助金＝「特定非営利活動法人補助金」

2 各団体あたりの交付回数の上限が「3回まで」になります

限られた財源を活用して、より幅広い市民公益活動団体の活動への支援を推進していくため、制度一本化後は「市民協働推進補助金」の交付回数の上限が「団体ごとに3回まで」となります。

なお、財源に NPO 支援基金（よこすか元気ファンド）を活用する予定です。

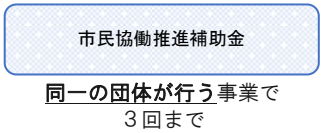
※従前の「市民協働推進補助金」「特定非営利活動法人補助金（一般寄附分）」の交付回数を引き継ぐこととなります。いずれか（または両方）の制度で、これまでに団体として3回以上補助金の交付を受けている団体は、対象となりません。（交付回数は両制度の合算となります。）
※ただし、これまでに「団体として3回以上」交付を受けていた場合であっても、平成 30 年度の交付が「事業として1回目・2回目」の団体には経過措置があります。（2021 年度までを予定）

<市民公益活動団体向け補助制度>

【変更前】



【変更後（平成 31 年度から）】



★NPO 補助金＝「特定非営利活動法人補助金」

3 特定非営利活動法人補助金は「希望寄附」に特化した補助制度になります

※従前の「特定非営利活動法人補助金（団体・分野希望寄附分）」に相当

NPO 支援基金（よこすか元気ファンド）にご寄附いただいている市民や事業者の皆さまのなかには、NPO 支援基金に登録している特定の団体や、特定の活動分野への支援を希望される方が、多数いることから「特定非営利活動法人補助金」は、希望寄附に特化した制度として継続実施していきます。

特定の団体や分野を希望する寄附があった場合、翌年度に、対象となる NPO 法人に補助金として交付します。

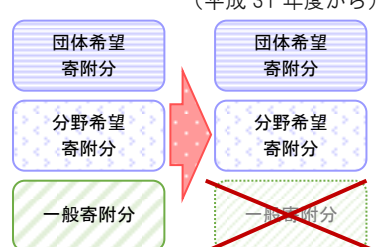
※寄附があった場合に補助金として交付する制度であるため、交付回数に上限はありません。

※対象は NPO 法人のみとなります。申請には事前登録が必要です。

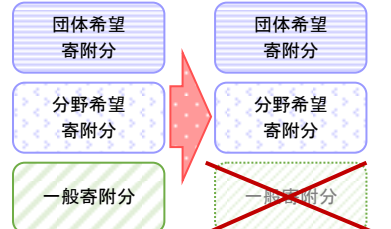
※活動資金（寄附）を集めるための方法の一つとしてご活用ください。

<特定非営利活動法人補助金の補助区分>

【変更前】



【変更後】
（平成 31 年度から）



市民協働推進補助金
に一本化となり、廃止

補助対象となる経費、審査の流れなど詳細は各補助金の募集案内をご確認ください。

*改正後（平成 31 年度）の特定非営利活動法人補助金の募集案内は 4 月頃の発送を予定しています。

※これらの制度の実施は、平成 31 年 3 月定例議会で予算案が可決されることが前提となります。